

令和7年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（A日程入試）

民事訴訟法・刑事訴訟法

注 意 事 項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3～6ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は民事訴訟法につき1枚（そのⅠ）、刑事訴訟法につき1枚（そのⅡ）の合計2枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があつたら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

民事訴訟法（配点 50 点）

I. 次の文章の空欄（ ア ）～（ オ ）に当てはまる最も適切な語句は何か、答えなさい。ただし、同一の記号には同一の語句が入る。

（配点：20 点）

訴状には、当事者および法定代理人ならびに請求の趣旨・原因が記載されていなければならない。これらの（ ア ）記載事項の記載に不備がなく、法定の提訴手数料が納付されている場合には、訴状は被告に送達される。訴状が被告に送達された時に、裁判所は、原告・被告間の訴えについて審理判断する義務を負う。この状態を（ イ ）という。

送達は、原則として送達を受けるべき者に送達すべき書類を（ ウ ）することによって行われる。送達場所が送達を受けるべき者の住所、居所、営業所または事務所である場合において、送達を受けるべき者に出会わないときは、書類の受領について相当のわきまえのある従業者または同居者に書類を（ ウ ）することによって行うことができる。この送達の方法は、（ エ ）送達と呼ばれている。

被告に対する訴状の送達が無効であるときには、（ イ ）は生じない。そうであるにもかかわらず、裁判所が被告敗訴の判決をし、それが確定した場合に、被告にはどのような救済方法が認められるだろうか。

この問題について判例は、被告に対する訴状の（ エ ）送達が有効でなかった事案につき、被告は、（ オ ）の訴えを提起して、確定した判決の取消しを求めることができるとしている。訴状の送達が有効でなかったために、被告に訴訟に関与する機会が与えられないまま判決がされた場合には、当事者の代理人に代理権の欠缺があった場合と同様の（ オ ）事由があるとしたものである。

II. 弁護士代理の原則（民訴法 54 条 1 項本文）の趣旨としてはどのようなことがいわれているか。2 つ挙げなさい。

（配点：10 点）

Ⅲ. X が Y に対して、甲不動産の所有権は自己に帰属することの確認を求める訴え（前訴）を提起し、X の請求を認容する判決が確定した。

その後 Y は、前訴の基準時前に、当時、甲不動産を所有していた A から甲不動産を買い受けたと主張して、X に対して、甲不動産の所有権は自己に帰属することの確認を求める訴え（後訴）を提起した。

後訴で、Y が自己の主張を裏付ける証拠として、AY 間における甲不動産の売買契約書を提出した場合、裁判所は、この売買契約書をどのように取り扱うべきか。

前訴と後訴の訴訟物の関係および既判力の作用に言及しつつ、7 行程度で説明しなさい。

(配点: 20 点)

刑事訴訟法（配点 50 点）

I. 次の文章の空欄（ア）～（ケ）に当てはまる最も適切な語句は何か、空欄①、②に当てはまる最も適切な条文は何か、それぞれ答えなさい（条文を記載する際には、必要に応じて、条、項、号まで特定すること。なお、一つの（ ）内に一つの条文とは限らない。）。なお、空欄ケについては、（ ）内に示された語句のうちから適切なものを選択して答えなさい。また、同一の記号には同一の語句が入る。

（配点：30 点）

刑事訴訟法は、（ア）主義をとっているものとされている。この（ア）主義とは、起訴前の段階においては、被疑者をいきなり（イ）することは許されず、（イ）の前に（ウ）が先行していなければならないという考え方である。

その条文上の根拠は、（①）が、「前三条の規定による（イ）の請求を受けた裁判官は・・・」と規定していることにある。つまり、この「前三条」は、（②）を指しているが、いずれも、被疑者を（ウ）した後の（エ）による（イ）請求の手続きについての規定であるから、これによって、（イ）をするためには（ウ）が先行していなければならないのである。

この（ア）主義の実質的根拠については、複数の見解が対立しており、④身柄拘束について二重の（オ）を経させることにあるとする見解、⑤身体拘束の初期段階は流動的で事情変更が生じやすいため、いきなり長期の身柄拘束である（イ）を認めるのは相当でなく、まず短期の身柄拘束である（ウ）を先行させ、その間に被疑者からの（カ）や捜査を遂げてもお拘束の継続が必要な場合に（イ）を認めるのが、（キ）を防止するという観点から望ましいという点にあるとする見解などがある。

なお、上記④の見解に対しては、（ク）の場合には（オ）を経ないことから二重の（オ）がされるわけではなく、この説明では不十分ではないかとの指摘がある。

上記④⑤いずれの見解からしても、（ウ）と（イ）について、その基礎となっている被疑事実（ケ 同一である必要がある・同一である必要はない）ことになる。

Ⅱ．以下の事項に関し、関係する条文があるときはそれを指摘しつつ、各問の末尾に示された行数以内で説明しなさい。

(配点：20 点)

- 1．A 事実により逮捕された被疑者について、同事実とは併合罪関係にある B 事実も加えた上で勾留することの可否（6 行）
- 2．起訴状一本主義の意義及び趣旨（4 行）

[このページは空白です。]